

西脇市立日野小学校いじめ防止基本方針

令和6年4月改定

1 学校の方針

本校は、『みんなが「楽しい」といえる学校に』～やる気あふれる元気な日野っ子の育成～を教育目標に掲げている。この教育目標を実現させるために12の重点目標を挙げているが、特に「豊かな心の育成」のための(5)学級づくり・生活指導・人権教育の充実の項において、「いじめ、問題行動、不登校などの課題を迅速かつ組織的に対応し、家庭・地域・関係機関との連携を密とする。学校は「みんなが幸せになるところ」であることをすべての教職員が児童と共有し、人権教育を基盤とした学級づくりを行うと定めている。いじめは重大な人権侵害であり、することも見逃すことも絶対に許さないという立場に立ってこの問題に取り組んでいく。

2 基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であり、該当行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場になって行うものとする。（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より）

(2) いじめの基本認識

- ①いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうるものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④いじめは児童生徒が入れ替わり加害も被害も経験することがある。
- ⑤いじめは暴力を伴わなくても生命、身体に重要な危険が及ぶことがある。
- ⑥いじめは態様により暴行、恐喝等の刑罰法規に抵触することがある。
- ⑦いじめは傍観者から仲裁者への転換が重要である。

(3) 基本的な考え方

本校は、前記いじめの定義、及びいじめの基本認識を全教職員で確認する。そのうえですべての児童の人権が守られ、誰もが楽しくいきいきと生活できるよう、全教職員が協力していじめ防止に取り組んでいく。

また、万一いじめと認められる事象が確認された場合、その事実を全教職員で共通認識し、即時対応を行う。さらに、いじめられた児童の心のケア、いじめた児童に対する指導については、保護者や専門機関とも連携をとりながら、長期的視野に立って指導を行っていくものとする。

3 いじめの未然防止等の指導體制・組織的対応等

(1) 日常的に行う指導

①好ましい人間関係を築く

すべての児童が楽しくいきいきと生活できることが、いじめ防止の第一歩である。好ましい友人関係を築き、思いやりのある生活集団をつくっていけるよう支援していく。各学級での終わりの会における一日のふりかえり活動や、縦割り班活動等の機会を十分に活かしていく。そ

の中で、お互いに認め合う集団を構築し、さらには自尊感情を高めていく。

②命を大切にす児童を育てる

本校では、性教育を命の学習と位置づけ、性を科学的に認識できる力を育てるとともに人間としての生き方を学べるようにするため、学年に応じた指導を行っている。生命を尊重することは、人間が生きていくうえでの普遍の理念である。性教育の時間はもとより、全教育活動の中で自他の生命を尊重する態度を養っていく。

③生活指導を徹底する

本校では、生活指導の重点目標として、「自分も友達も大切に～自分たちで解決できるように～」（１）友だちへの声のかけ方（２）友達との関わり方（３）自分の気持ちとの向き合い方を掲げている。この重点目標には、自分と対話しながら適切に思いを伝え、他者とよりよい関係を築くことができる子どもを育てていくという願いが込められている。この重点項目を全教職員で共通理解し、指導にあたっていく。

④体験的活動を重視する

さまざまな体験的活動を通して人とふれあうことの大切さを感じ取らせるとともに、自己有用感を高めていく。小中連携事業や特別支援学校在籍児童との交流活動、総合的な学習における体験活動等、その意義をふまえて活動していく。

⑤教職員の人権意識を高める

日常の出来事に対して、「子どものことだから」「これくらいなら」と軽視せず、いじめの要素を含む場合には、徹底して調査を行い、事実を確実に把握する。また、教職員の不適切・差別的な認識・言動は児童に大きな影響を与える。教職員自身が自らの言動を振り返り、児童の規範となるよう努める。さらに、研修等に積極的に参加し、自身の人権感覚を磨いていく。

（２）定期的に行う指導

①トラブルが起きやすい時期の指導

新しい学年・環境に変わって間もない４月下旬や、夏期休業を終えた９月上旬は特にトラブルが起きやすい時期と言われている。このことをふまえ、道徳や学級活動の時間を中心によりよい集団にしようとする意欲を高めるための学習を行う。

②ネット上のいじめに対する指導

ネットを通してのいじめが社会問題化している近年、この問題に対しての早期の指導は大変重要である。高学年を中心に、国語科・社会科・道徳の時間等を利用して情報モラルについて指導し、児童会が中心となって日野小ネットルールづくりを進める。また、外部講師を招聘するなど、専門的見地からの指導も行っていく。

（３）校内指導体制及び関係機関

本校はいじめを未然に防止するため、主として校長・教頭・生活安全指導部会・養護教諭・スクールカウンセラーでいじめ対策チームを組織し、全教職員が協力してこれにあたる。また、職員会議を情報提供・共通理解の機会として活用していく。

いじめは地域の生活の中でも起こりうることである。そのため、日野地区にある「日野っ子みまもり隊」「児童民生委員の会」「よいとこちがうか日野の里まちづくり協議会」等各団体、さらには西脇中学校区内の各教育機関、青少年センター、こども福祉課、場合によっては警察とも連携を密にして、情報収集に努めていく。

(4) 年間指導計画 (全体) 学期 1 回 + 適宜 (担任が必要と感じたとき)

月	生活指導の徹底	命の教育等	児童会活動等	こころと体のアンケート
4 月	廊下の歩行・清掃		1 年生歓迎集会	
5 月	挨拶や返事・			学期 1 回実施
6 月	室内での過ごし方			
7 月	夏休みの過ごし方		ロング集会	
9 月	安全な登下校			
10 月				学期 1 回実施
11 月	心の健康			
12 月	冬休みの過ごし方	生命誕生と尊重	ロング集会	
1 月		地震に備えて		
2 月		男女の協力	大縄大会	学期 1 回実施
3 月	1 年間のふりかえり		6 年生を送る会	

上記の内容のほかに、各学年で各教科・道徳・総合的な学習の時間・学級活動を利用して、いじめをしない、許さないという心情を育てる内容のものに取り組む。

4 早期発見のための指導計画

(1) こころと体のアンケート (※資料 2)

児童の様子を把握するため、学期に 1 度 (+ 学級の様子をみながら適宜)、以下のアンケートを行う。結果から必要に応じて面談等を行い、児童が快適に生活できるように支援する。

(2) 日常の観察

学級担任をはじめとして、全教職員で児童の日常の言動を観察する。また、児童の日記など記録を参考にするとともに、保護者とも連携を密にし、児童のささいな変化にも気付いていけるようにする。教職員は、今まで当たり前と思っていたことに対して意識的・積極的に取り組んでいく姿勢を身に付ける。

5 いじめを認知した際の対応 (※資料 1)

(1) 組織的対応

いじめを認知した場合、基本的に以下の流れで対応していく。その際、いじめられた児童を守り通すことが最優先事項であることを意識して行う。

① いじめ情報のキャッチ

○管理職・生活指導担当へ報告 ○いじめられた児童の保護 ○みまもり体制の整備

② 正確な実態把握

○当事者双方・周囲の児童からの聞き取り・記録 ○教職員での情報の共有・共通理解

③ 指導体制・方針の決定

○指導のねらいの明確化 ○教職員の役割分担 ○教育委員会・関係機関との連携

④ 児童への支援・指導

○いじめられた児童の心配や不安を取り除くかわり

- いじめた児童に対する指導，カウンセラーとの連携，保護者との面談
- 周囲の児童への傍観者から仲裁者へ転換を促す指導

⑤保護者との連携

- 具体的対策の説明（直接出会うことが基本）
- 協力・連携の依頼

⑥事後の対応

- 継続的な支援・指導
- カウンセラーとの連携
- 学級経営の見直し

(2) 重大事態への対応

①重大事態とは

いじめにより，児童の心身が著しく傷つけられたり，暴行・恐喝・強要・器物破損等刑罰法規に触れたりするような事態を重大事態と呼ぶ。

②重大事態への対応

いじめられた児童の人権保護を最優先事項とし，警察その他関係機関との連携を密にして，迅速に対応していく。

6 その他の事項

- いじめを未然に防止し，すべての児童が楽しくいきいきと生活できるように，本校の取り組みに対して，少なくとも年に1回，必要なら複数回その取り組みを評価し見直ししていく。
- 年に1回学校安全健康委員会を開催し，学校医や保護者等に本校の取り組み・実態を報告し，意見を聞いて改善に活かしていく。

資料 1

早期対応の基本的な流れ

～問題を軽視することなく，迅速かつ組織的に対応～

